

発議第 15 号

松阪市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等の実費
弁償に関する条例の一部改正について

松阪市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等の実費弁償
に関する条例(平成 17 年松阪市条例第 54 号)の一部を次のように改正する。

平成 24 年 10 月 17 日 提出

松阪市議会議員	西 村	友 志
	松 田	俊 助
	中 村	良 子
	山 本	芳 敬
	田 中	祐 治
	川 口	保
	久 松	倫 生
	野 口	正
	水 谷	晴 夫

松阪市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等の実費
弁償に関する条例の一部を改正する条例

松阪市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等の実費弁償
に関する条例(平成 17 年松阪市条例第 54 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 4 号中「109 条第 4 項及び第 110 条第 4 項」を「115 条の 2 第 1
項(法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第 5 号
中「109 条第 5 項及び第 110 条第 4 項」を「115 条の 2 第 2 項(法第 109 条
第 5 項において準用する場合を含む。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から地方自治法の一部を改正する法律(平成 24 年
法律第 72 号)附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日の前日まで
の間における第 1 条の規定の適用については、同条第 4 号中「法第 115 条
の 2 第 1 項(法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。)」とある
のは「法第 115 条の 2 第 1 項並びに地方自治法の一部を改正する法律(平
成 24 年法律第 72 号。以下「改正法」という。)による改正前の法第 109
条第 5 項、第 109 条の 2 第 5 項及び第 110 条第 5 項」とし、同条第 5 号中

「法第115条の2第2項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)」
とあるのは「法第115条の2第2項並びに改正法による改正前の法第109
条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項」とする。